

広島県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成三十年四月九日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

宮ノ口瀬戸線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市倉橋町字鹿島鯛之浦一八六九六番一地先から 呉市倉橋町字鹿島瀬戸二四二八一番一〇地先まで		五・四〇〇 〇・〇〇〇		一四〇・〇〇	
	一二・九〇〇 三八・三〇〇			一三八・五〇	拡幅